

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用ダイヤモンド研削材 JMDN70902000
フォームダイヤモンドポイント

【形状・構造及び原理等】

- 1) 形状
作業部及び軸部にて構成される。

- 2) 構造 本材は作業部及び軸部で構成される。

作業部：ダイヤモンド粒子をめっきで固定

軸部：ステンレス鋼 軸部形式 2：HP 用

【使用目的又は効果】

ダイヤモンドを用いる軸付き（軸部形式 2）の歯科技工研削材であり、主に陶材、二ケイ酸リチウムの研削に使用する。

【使用方法等】

- 1) 本品を歯科用駆動装置及びハンドピース等に装着して、通法により使用すること（許容回転数：毎分 40,000 回転）。
- 2) 作業部に目詰まりを生じた時は、必要に応じてカーボランダムポイント等でドレッシングを行います。

【使用上の注意】

- 1) ハンドピースメーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入し、半チャックでない事を確認すること。
- 2) 本品を取り付ける歯科用ハンドピースの取扱いは添付文書及び取扱説明書に記載されている内容を厳守使用すること。
- 3) 変形、損傷（錆、表面キズ、曲がり、汚損）等のあるものは使用しないこと。
- 4) 使用前に回転させてブレがないことを確認すること。ブレのあるものは使用しないこと。
- 5) 作業部が細くて長いものは折れたり曲がりやすいため、取り扱いには注意すること。また無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
- 6) 本品又は切削屑が目に入らないように保護メガネ等を装着すること。万一目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗い流し、眼科医の検診を受けること。
- 7) 本品の使用中に、患者の顔や歯肉を傷つけないように注意すること。
- 8) 被研削物の過度な発熱や本品の破折を防止するため、被研削物に過度の力を加えないこと。
- 9) 本品を使用して研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- 10) 本品の使用により、感作又はアレルギー反応が表れる可能性があるため、異常を認めた場合は直ちに使用を中止し、専門医の診察を受けること。
- 11) 本製品の指定の最高回転速度毎分 40,000 回転を超えて使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】**【保管方法】**

- 1) 本品は汚染及び錆を防ぐため、清潔で湿度が高くない場所にて保管・管理すること。
- 2) 錆びる恐れがあるため水分が付着したまま保管しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者： 藤原歯科貴金属株式会社
住所： 〒543-0016
大阪府大阪市天王寺区餌差町 8-2 明星合同
ハイツ 1F
電話番号： 06-6761-2680
緊急連絡先： 藤原歯科貴金属株式会社 営業部
電話番号： 0120-44-2680
ファックス： 06-6761-5849

販売業者の連絡先：（空欄です。使用者が下に記載してください）